

13. 地域団体商標制度

目的・概要

地域の事業者が協力して、地域特産の農作物などにブランド（例えば、「東京りんご」など）を付けて生産、販売などを行う場合、他人に勝手に使用されるのを防ぐために、商標権を取得することが有効です。

しかし、「東京りんご」というネーミングは、地域名（東京）と商品名（りんご）を合わせただけの単純なネーミングなので、通常の商標としては商標権を取得することは困難です。

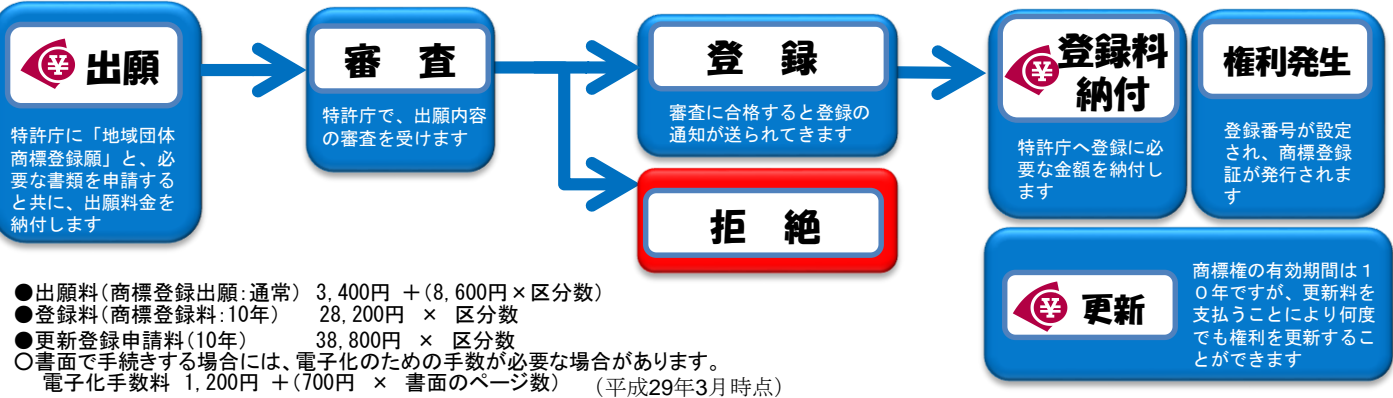
そこで、このような「地域名+商品・役務名」の文字から構成される商標でも、一定の条件を満たせば商標登録できる「地域団体商標」があります。

本制度が活用されることにより、地域全体や構成員の結束強化・ブランド意識の向上、模倣品の被害軽減、及び商品・サービスの宣伝・イメージアップにつながり、産業競争力の強化と地域経済の活性化が期待されます。

- 対象者 : 法人格を有し、かつ設立根拠法により加入の自由が保証された組合（農協、漁協等）、商工会、商工会議所、NPO法人 ※これらに相当する外国の法人も含まれます。
- 対象事業 : 地域名と商品（役務）名からなる地域団体商標登録の出願
- 手続き等 : 特許庁にて出願を随時受付。権利取得までの流れはフロー図参照。

権利取得までの流れ

- 地域団体商標を取得するには、特許庁に出願料等を納付し出願する必要があります。
- 書面の不備等の確認が行われた後、審査官による審査が行われます。
- 登録要件を全て満たしていた場合は、登録とする旨の通知が特許庁から送られてきます。
- 登録料を納付して、初めて商標権として権利が発生します。
- 権利期間は10年ですが、更新料の納付により半永久的に継続させることができます。



特許庁では、平成30年1月、地域団体商標を活用する皆様からの強い要望を受け「地域団体商標マーク」を決定しました。本マークは、「その地域の名物が地域団体商標として特許庁に登録されている」ことを示す証です。本マークを継続して用いることで一般消費者や取引先、同業者等の認識が高まり、地域ブランドとしての信用・信頼が蓄積し、地域団体商標自体のブランド力向上につながることを期待されます。



地域団体商標に登録されている特産品、飲食品、農水産品等を対象に、海外における商標権の取得戦略の構築やライセンス展開等の海外展開を支援し、世界に追居ようとするブランド化を後押しする「海外ブランド力強化支援」等、地域団体商標に関する特許庁の各種支援策もあります。

(参考) 特許庁ホームページ「地域団体商標制度」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

○問い合わせ・申請先 特許庁 審査業務部 商標課 地域ブランド推進室
電話 03-3581-1101 内線 2828 FAX 03-3580-5907